

生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

（１）業務の目的

本市では、「生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「現計画」という。）を、令和３年度から令和１２年度までの１０年間を計画期間として策定し、廃棄物の減量および啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきた。

しかしながら、現計画策定以降、物価高騰や新型コロナウイルス感染症の影響、プラスチック資源循環促進法の施行など、社会情勢は大きく変化しており、本市におけるごみ排出状況にも影響を及ぼしている。家庭系ごみについては、人口減少の影響により排出量の減少が一定程度進んでいるものの、一人当たりの排出量は近年横ばいで推移しており、令和５年度の目標値には到達していない。一方、事業系ごみの排出量は、計画を上回るペースで減少している。また、家庭ごみの組成調査においては、依然として食品ロスの割合が高く、新たな課題への対応が求められている。

こうした状況を踏まえ、本市では令和７年度に現計画の中間見直しを実施する。本見直しでは、社会経済情勢の変化や国の政策動向、本市の環境関連施策の進捗状況を整理し、家庭系ごみおよび事業系ごみそれぞれの課題を明確化する。あわせて、ICTの活用や業務の効率化を図るデジタルトランスフォーメーション（DX）に加え、「5R（Refuse・Reduce・Reuse・Repair・Recycle）」の実践的な取組の視点も取り入れ、限られた人材や財源の中でも持続可能なごみ処理体制の構築を目指す。

今後は、市民や関係団体との連携を一層強化しつつ、基本目標の達成に向けた具体的な施策の見直しを行い、より実効性の高い廃棄物処理行政の推進を図るものである。

（２）業務名

生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定業務

（３）業務内容

生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定業務仕様書のとおり

（４）業務期間

契約締結日～令和８年３月３１日

2. 業務に要する費用（予定価格）

6,446,000 円（税込）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を全て満たす者でなければならない。

（１） 公示日から受託候補者特定の日まで、本市による入札参加停止を受けていないこと。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (5) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体 にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店 又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営 に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な 利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している と認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 過去5年間に於いて、国、地方公共団体等から一般廃棄物処理基本計画又はこれに類する計画の策定又は改定業務の受託実績があること。

4. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和7年5月2日（金）17時00分まで（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、電子メールにて提出すること。
（電子メールアドレス）kankyohozen-q@city.ikoma.lg.jp
※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 回答日：令和7年5月9日（金）
- (4) 回答方法：生駒市公式ホームページ上で回答する。

5. 企画提案書等の作成及び提出

本業務に関する企画提案を行おうとする者は、次に規定する書類等を作成し、下記提出期限までに、持参又は郵送により事務局に提出すること。

(1) 提出書類・必要部数

①業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2） 原本1部

②実施体制各種調書及び企画提案書等

ア～キは原本1部、副本9部、ク～コは原本1部。なお、市に今年度有効な一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を提出している者又は令和7年度物品・委託業務業者登録申請書を提出している者については、ク～コを省略することができる。なお、「(キ) 参考見積書」について、押印しない場合、会社の「住所」、「会社名」、「代表者名」のほか、「発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先（電話番号又はメールアドレス）」を記入すること。

ア 会社概要（様式3）

- ・令和7年4月1日時点の内容で記載すること。

イ 業務実績調書（様式4）

- ・業務実績調書に記載した事業の内容が分かる資料を各1部提出すること。
- ・契約書の写し（履行期間・発注者・業務内容が分かるもの）で提出があったものとみなす。

ウ 統括責任者の経歴及び実績等調書（様式6）

- ・実績等調書については一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）にて、テクリスに登録された業務実績情報（受注企業および従事した技術者の実績）の写しまたは実績が確認できる書類をあわせて提出すること。

エ 再委託調書（様式7）

- ・再委託する場合のみ提出すること。

オ 工程表（様式8）

カ 企画提案書（任意様式）

- ・別紙「企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。

キ 参考見積書（任意様式）

- ・業務の実施に係る費用の内訳が分かるように項目ごとに記載すること。
- ・参考見積書の金額が業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格となるため、留意すること。

【令和7年度において本市の物品・委託業務業者登録または測量・建設コンサルタント業者登録がある者は、以下の書類は提出不要】

ク 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【提案時点で発行から3ヶ月以内のもの：写し可】

ケ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（法人：納税証明書その3の3、個人：納税証明書その3の2）【提案時点で発行から3ヶ月以内のもの：写し可】

コ 誓約書（様式5）

(2) 作成要領

別紙「企画提案書等作成要領」を参照

(3) 提出期限等

①提出期限：令和7年5月15日（木）17時00分まで（必着）

②提出場所：生駒市役所 地域活力創生部 環境保全課（市役所2階22番窓口）

③提出方法：持参又は郵送によること。

※郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

※持参の場合は、市役所の閉庁日を除く。

6. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を「7 評価基準及び配点」に基づき審査し、一定の基準点に達した提案者から上位5者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が5者以下の場合は、第1次審査を省略し、第2次審査を実施できるものとする。

実施日：令和7年5月22日（木）（予定）

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し、企画提案についてのプレゼンテーションによるヒアリング等を実施して再評価し、最も優れている提案を特定する。

実施日：令和7年5月28日（水）（予定）

(3) 審査結果の通知

①第1次審査

審査結果を郵送により文書で通知する。なお、選考された者のみ、ヒアリング等を実施する旨を通知する。

②第2次審査

審査結果を郵送により文書で通知する。

7. 評価基準及び配点

プロポーザルは以下の評価基準に基づき審査する。

■ 事業者・参考見積書 評価基準

審査項目	評価基準	配点
① 会社の業務実績	同種業務の実績（過去5年間の国又は地方公共団体等の発注する一般廃棄物行政に関する計画等の策定又は改定に関する業務実績）	5点
② 統括責任者の	同種業務の実績（過去5年間の国又は地方公共団体等の発注す	5点

業務実績	る一般廃棄物行政に関する計画等の策定又は改定に関する業務実績)	
③ 参考見積金額 (見積金額が予定価格を越えた場合は失格とする)	予定価格 (6,446,000 円 (消費税及び地方消費税 10%を含む)) に対する見積額の比率に応じて加点	10 点
小計		20 点

■ 計画策定 評価基準

審査項目	評価基準	配点
① 国や社会情勢の動向の整理	・生駒市を取り巻く一般廃棄物行政を的確に理解しているか。 ・生駒市が取るべき方向性を明確にする上で、国や社会情勢の動向等を踏まえて、自治体に求められる役割を的確に理解しているか。	10 点
② 成果・課題の整理	・令和3年度から令和6年度までの取組の成果と課題を整理するための手法が示されているか。	10 点
③ 市民等意見聴取の実施	・効果的な市民等意見聴取の手法や意見反映方法を提案しているか。	10 点
④ 基本方針や基本施策の見直し	・①～③を踏まえ、本市の関係計画(「生駒市総合計画」、「生駒市環境基本計画」、「生駒市SDGs未来都市計画」等)との整合性を図った上で、基本方針や基本施策の見直しの方向性及びその考え方が示されているか。 ・素案作成に向け、①～③を踏まえて効果的・効率的な見直し手法が提案されているか。	20 点
⑤ 具体施策の見直し	・①～④を踏まえ、具体施策の見直しの方向性及びその考え方が示されているか。 ・ICTの活用やDXの視点を取り入れつつ、市民や事業者との協働を通じて、5Rの推進、資源循環の強化、地域コミュニティとの連携によるごみの発生抑制・減量化など、持続可能な廃棄物処理に向けた具体的な取組の提案が可能な内容となっているか。 ・積極的かつ実現可能な提案がされているか。	30 点
⑥ 懇話会及び環境審議会の運営支援	・懇話会および環境審議会の運営において、本業務の目的が的確に達成されるよう、会議資料の作成、会議進行の補助、議	10 点

	論の円滑化などを通じた適切な支援が提案されているか。また、会議で出された意見を的確に整理・分析し、計画の見直しに反映するための方策が盛り込まれているか。	
⑦ 追加提案等	・仕様書の趣旨を踏まえたうえで、業務の効果を高める提案がされているか。	10 点
小計		100 点

8. 日程

公示	令和7年4月25日（金）
質問受付締切	令和7年5月2日（金） 17時00分まで
質問回答	令和7年5月9日（金）
企画提案書等受付締切	令和7年5月15日（木） 17時00分まで
第1次審査	令和7年5月22日（木）（予定）
第2次審査	令和7年5月28日（水）（予定）
結果通知	令和7年5月30日（金）（予定）
契約締結	令和7年6月初旬（予定）

9. 失格事項

提出書類または提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- （1）企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- （2）企画提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- （3）企画提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- （4）ヒアリング等に出席しなかったもの
- （5）虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- （6）参考見積書の金額が、「2. 業務に要する費用（予定価格）」を超えたもの

10. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。その際、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

11. その他留意事項

- （1）提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- （2）提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- （3）提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- （4）書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。

- (5) 「統括責任者の経歴及び実績等調書」に記載した統括責任者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。
- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があり、この情報に該当すると考える部分がある場合には、提案時にあらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルによる契約業者決定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

12. 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市役所地域活力創生部環境保全課 担当：柳田・久保

生駒市東新町8-38 TEL：0743-74-1111 内線 2362

メールアドレス：kankyohozen@city.ikoma.lg.jp

（執務時間：土曜日、日曜日、祝日を除く 8：30～17：15）